**○防衛省告示第百八十五号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十月九日（予備、同月十日から同月十四日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○関東地方整備局告示第四百四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　代表者の氏名の変更

| 変更前 | 古田土　勉 |
|---|---|
| 変更後 | 齋藤泰太郎 |

(2)　変更年月日　平成二十五年八月二十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 木村　弘美 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日　平成二十五年八月二十日

五(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 古田土　勉 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日　平成二十五年八月二十一日

六(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 古田土　勉、井上　定、前谷　孝義、井上　晴美 |
|---|---|
| 変更後 | 齋藤泰太郎、佐々木泰介、天木　豊 |

(2)　変更年月日　平成二十五年八月二十一日

**○北陸地方整備局告示第七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 金沢市南森本町ニ九番一から同市南森本町ニ五番一まで | 前 | 二五・六〇～二五・八〇メートル | 〇・〇六七キロメートル | |
| | 後 | 二五・八〇～二七・二〇メートル | 〇・〇六七キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第八十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 八号 | 金沢市南森本町ニ九番一から同市南森本町ニ五番一まで | 北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年九月二十日

**○中部地方整備局告示第百五十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 高山市下岡本町三一二五番一から同市国府町金桶字下ノ段三八七番四まで | 前 | B　八・五〇～一二・〇〇メートル | 七六・〇〇〇キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A　八・五〇～一二・〇〇メートル | 七・一二九キロメートル | |
| | | B　七六・〇〇〇～一四一・〇〇〇メートル | 五・八九三キロメートル | |
| | | A　七・一二九キロメートル | 五・八九三キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所